

まくべつ 農業委員会だより

第46号
平成27年10月発行



9月12日開催「農業体験塾」

紙面あない

平成27年度農業委員会活動方針・活動計画・・・	2 P
「家族経営協定ってなに」	3 P
農地の許可申請・農地パトロール	4 P
農業者年金・年金相談会	5 P
農業委員会活動報告・委員、職員紹介	6 P
農業委員会法の改正 ・農業振興公社からお知らせ	7 P
贈与税の税制改正のあらまし・各種申請	8 P

編集・発行

幕別町農業委員会
幕別町本町130番地
TEL 0155-54-6625
忠類支局
幕別町忠類錦町439番地1
TEL 01558-8-2111

平成27年度 農業委員会活動方針・活動計画

Ⅰ 活動方針

本町の農業は、豊かな大地に先人たちが築いた基盤のもと大規模かつ生産性の高い専門的経営を主体に、担い手への農地の集積を進め、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし、一方では、経営規模の拡大に伴う労働力不足や高齢化、後継者不足、また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、更には市場のグローバル化が加速するなか、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国では、今後10年間の農政改革の方向を示す「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業・農村の所得倍増に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化と農地の確保、農産物の輸出拡大や企業の関与による6次産業化推進など農業の成長産業化を目標に掲げるなか、農業委員会制度改革は不安と混乱をもたらしました。

また、T P P 協定交渉は、関係

各国との協議を加速させていますが、農畜産物の関税撤廃を含めた引き下げが合意されれば、本町農業と地域経済に甚大な影響を与えると考えられ、強い不安を抱えているところであります。

こうした状況を踏まえ、農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、現場の声を施策に反映させる建議・要望活動の充実を図るなど、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

【重点事項】

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行います。

- 4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導に努めます。

- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。

- 6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

Ⅱ 活動計画

- 1 農地の有効利用事業

- (1) 農地相談の実施
- (2) 農地転用適正化の実施
- (3) 農業生産法人化への相談・助言

- (4) 贈与税等の納税猶予制度の申告

- 2 農地調整事業

- (1) 農地の利用調整事業の推進
- (2) 認定農業者制度の定着

- 3 担い手育成確保事業

- (1) 簿記記帳の指導
- (2) 家族経営協定の推進

- 4 農政及び農業振興

- (1) 要望・建議活動
- (2) 作況調査の実施

- 5 農業者年金業務の推進

- (1) 農業者年金制度の普及
- (2) 年金受給の指導相談

- (3) 年金業務の推進

- 6 公益財団法人幕別町農業振興公社との連携

農地の利用調整、遊休農地化の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めます。

- 7 情報活動の強化

- (1) 農業委員会だよりの発行
- (2) 農年協だよりの発行

- (3) 全国農業新聞の普及拡大

- 8 農業委員・職員研修の実施

- (1) 研修等の参加及び実施
- (2) 学習会の実施

- Ⅲ 体制の充実

- 1 農業委員会総会等の開催

- (1) 総会の開催

- (2) 三役会議の開催

- (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

- 2 農地台帳の整備及び公表

- (1) 農地台帳の整備

- (2) 農地台帳の公表

- 3 農業委員選挙人名簿

- (1) 名簿の確認作業

「家族経営協定」ってなに？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。

本町においては平成 15 年に「家族経営協定検討委員会」を設置し、家族経営協定の必要性等を家庭訪問して説明に回るなど普及活動を実施するとともに、協定の内容と作成方法の助言・指導を行っています。平成 26 年度末現在で、農業者年金の優遇制度に対する協定が 86 戸となっているほか、経営の役割分担や就業条件等を盛り込んだ先進的な協定は 32 戸となっています。

どんなきっかけで家族経営協定を結んでいるの？



家族経営協定を結ぶ手順 - 家族の話し合いから協定を結ぶまで -

1 家族で話し合います

経営の状況や課題を整理し、今後の経営方針、家族の就業条件、生活の目標などで希望を話し合い、明らかにします。

2 対策を考えます

話し合いを踏まえ、経営課題の解決方法や経営方針や生活目標を実現するための具体的対策について、どのような取り組み（協定）が必要かを検討し、項目をあげます。

3 協定を結びます

話し合った結果を文書にすると、取り組む内容がより明確になりますので、何から取り組むか家族間で検討し、家族経営協定検討委員会などの指導機関の意見も聞いてみます。協定を結ぶときは家族員だけではなく指導機関が立会します。

4 協定を実行し内容を見直します

結んだ内容が実行されているか見直し、必要があれば新たな項目や内容を追加しましょう。

詳しくは、幕別町経済部農林課農政係（Tel.54-6605）へお問い合わせください

農地の許可申請

◇農業委員会では、農地の有効利用と優良農地の確保を目指し農業委員会法、農地法等に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

農地法第3条申請

○許可要件

- ・申請する土地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ・取得後の農地面積が2ha以上となること
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えないこと

○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、許可（不許可）を決定
- ▼許可（不許可）指令書を交付

農地を宅地、牛舎、倉庫等農地以外の用地に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条、農地を買って（借りて）転用する場合は5条申請になります。

農地法第4条・5条申請

○許可要件

- ・農業振興地域の「農用地区域内」でないこと
- ・立地基準・転用の確実性が認められること
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、北海道農業会議へ諮問
- ▼北海道農業会議より答申
- ▼許可（不許可）書を交付

○その他

- ・農用地区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です。
農振除外の手続きは幕別町役場農林課農政係（TEL 54-6605）にお問い合わせください。
- ・転用の内容により、必要書類等も異なりますので事前に農業委員会事務局へご相談ください。
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令や罰金等の適用もあります。

○農地所有者へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

農地パトロール （利用状況調査）

農業委員会では、平成21年度の農地法改正により農地の利用調査が義務化されたことに伴い、平成22年8月に農地パトロール（利用状況調査）実施要領を制定し、同要領に基づき毎年1回、町内の農地の利用状況調査を実施しています。

本年は9月に農地パトロールと併せて農地の利用状況調査を実施しました。



年金は65歳から受給できます

農業者年金で
生涯所得の確保を!



農業経営と老後の生活をサポート

農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。

毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。

つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくても豊かな老後生活に備えることができます。

保険料の
国庫補助
なし

保険料
+
運用益

65歳から

農業者
老齢年金

保険料の
国庫補助
あり

国庫補助
+
運用益

経営継承

特例付加
年金

保険料
+
運用益

65歳から

農業者
老齢年金

農業者年金の支給額(年額)の試算

加入 年齢	納付 期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本 人負担分 総額	老齢年金 支給額 (年間)	保険料本 人負担分 総額	支給額計 (年間)	老 齢 年 金	特 例 付 加年金
20 歳	40 年	男性	960 万円	81 万円	744 万円	83 万円	59 万円	24 万円
		女性		69 万円		69 万円	50 万円	20 万円
30 歳	30 年	男性	720 万円	54 万円	588 万円	55 万円	42 万円	13 万円
		女性		46 万円		46 万円	36 万円	10 万円
35 歳	25 年	男性	600 万円	42 万円	528 万円	43 万円	36 万円	6 万円
		女性		36 万円		36 万円	31 万円	5 万円

この試算は通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.75%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ平成27年度は0.75%です。

農業者年金相談会

農業者年金の概要や年金を受給するために必要な手続きなどの説明と、個別の相談会を実施いたします。対象者の方には案内文書を発送いたしますのでご参加ください。

- 日 時 12月4日(金) 午後1時30分
- 場 所 町民会館2階講堂
- 説 明 「農業者年金の概要と年金を受給するためには」他
講師 北海道農業会議 農業者年金相談員 橋本正雄氏
- 対象者 58歳、61歳から64歳の農業者年金加入者

◆農業委員会活動報告◆

「標津町農業委員会視察研修受入れ」

6月8日に標津町農業委員会（田中陽一会長外委員9名）が本町を視察研修に訪れました。

研修は「担い手の育成確保」をテーマに、幕別町における家族経営協定の実践と情勢農業委員の役割」と題して森勤子委員から講義を受け、女性の視点を活かした営農活動の推進について、また、家族経営協定の締結に向けた取り組みについて質疑応答がされました。

講義終了後は、本町の新規就農に対する支援体制として、農業担い手支援センターを見学・公社職員からの説明を受け研修を終了しました。



「農業者年金基金理事長賞受賞」

6月22日、札幌市において開催された北海道農業者年金協議会総会において、平成26年度の農業者年金の加入促進活動に積極的に取り組まれた農業者年金事業受託機関として、幕別町農業委員会が理事長賞を受賞しました。

受賞した理事長賞は、新規加入部門（全国第4位）新規加入者（39歳以下）部門（全国第3位）、女性新規加入者部門（全国第10位）の3賞です。

表彰式では、谷内会長へ独立行政法人農業者年金基金理事長より賞状・記念品が伝達されました。



「小麦刈取り激励」

7月30日、雨が心配される中、谷内会長が飯田町長、芳滝議長とともに小麦刈取り激励に参加しました。

当日までの刈取り状況は、JA幕別が62%、JA札内が73.3%、JA忠類が53.7%の進捗率でした。



☆よろしくお願ひいたします☆

農業委員の紹介

この度、忠類農協推薦の蛸原一治氏に代わりまして、新委員に菅野能稔氏（忠類西当）が選任されましたのでご紹介いたします。



菅野 能稔 氏
農 地 部 会
(忠類農協管内地区担当)

任期の途中からではありませんが、先輩委員の指導を仰ぎながら、町内の農地を守ることや農業振興を図るため農業委員としてしっかりと取り組んで行きたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

事務局職員の紹介

平成27年5月15日付けにて事務局職員の人事異動がありましたのでお知らせします。

農地振興係
主 事 南 敦朗
主事補 折笠 亜衣

農業委員会法・農地法の改正について

8月31日に参院本会議で成立しました改正農業委員会法などが9月4日に公布されました。

農業委員会法の主な改正内容

- ①農業委員の選出方法を、これまでの選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦）から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に一本化。
- ②農業委員の過半数を原則として認定農業者とする。
- ③各地域で担い手への農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消に取り組む農地利用最適化推進委員を新設。

農地法の主な改正内容

- ①農業生産法人について、役員の農作業従事要件と議決権要件を緩和。
- ②農地転用許可事務の改正

※改正法は来年4月1日に施行となります。

幕別町農業振興公社より

グリーンパートナー対策事業(独身農業後継者配偶者対策事業)

幕別町の独身農業後継者で組織する幕別町クラブアップルが中心となり交流会を企画・開催しています。

★ 農コン1

- ・日 時 平成 27 年 11 月 21 日（土）10:00～14:00
- ・内 容 カーリング体験、食事会
- ・募 集 6名（35 歳～49 歳の町内独身農業者）

★ 農コン2

- ・日 時 平成 28 年 1 月 29 日（金）19:00～23:00
- ・内 容 食事会、ボウリング
- ・募 集 6名（35 歳～49 歳の町内独身農業者）



★ 冬季交流会

- ・日 時 平成 28 年 2 月 13 日（土）10:00～14:00
- ・内 容 カーリング体験、食事会
- ・募 集 8名（町内独身農業青年）



○問い合わせ○

※日時・内容は予定となりますので、変更がある場合がございます。

幕別町農業振興公社内

電話 57-2711 Fax 57-2716 メール nogyosinkokosya@north.hokkai.net

平成 27 年 1 月 1 日施行

贈与税の税制改正のあらまし

贈与税

改正 1 相続時精算課税

○適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	【改正前】 贈与をした年の 1 月 1 日において 65 歳以上の者	⇒	【改正後】 贈与をした年の 1 月 1 日において 60 歳以上の者
受贈者	【改正前】 ・贈与をした年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	⇒	【改正後】 ・贈与をした年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者 ・贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

贈与税

改正 2 贈与税（暦年課税）の税率構造

○最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】 一般税率	【改正後】 特例税率
～ 200 万円以下	10%	10%	10%
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	15%	15%
300 万円超 ～ 400 万円以下	20%	20%	20%
400 万円超 ～ 600 万円以下	30%	30%	30%
600 万円超 ～ 1,000 万円以下	40%	40%	40%
1,000 万円超 ～ 1,500 万円以下	50%	45%	45%
1,500 万円超 ～ 3,000 万円以下		50%	50%
3,000 万円超 ～ 4,500 万円以下		55%	55%
4,500 万円超 ～		55%	55%

※暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の者に限ります。）については、特例税率を適用して計算します。

・	・	・	・	・	・	・	・	◇
委	委	委	委	委	副	委	員	広報委員
員	員	員	員	員	員	長	長	
大	深	鬼	菅	小	井	白	大	
澤	松	頭	野	原	田	木	道	
				喜				
慶	俊	良	能	久	留	孝	健	
博	英	市	稔	雄	吉	和	實	

各種申請は毎月 10 日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切は、毎月 10 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html